

駐韓公使  
說

原駐韓公使は辭表を差出したる由なれども新公使は未だ定まらずして京城の我公使館には主人なきみと既に久しう今や幸にして彼王國にも格別の變事なしと雖も國王還官事件あり又鐵道問題なぞありて外交社會も自から多事なるのみならず元來朝鮮は噴火山の如くにして何時如何なる變あるやも瀕る可らず現に日清開戰の際我公使は急々關日月を東京に棄ひ其留守中に東學黨蜂起して遂に大事件を生じたる前例もあるみるとれば一日も油斷す可らず恰も氣象學者が不斷天候に注意して累風雨の襲來を警むるが如くするもと肝要なる可し又警へば朝鮮は猶は死に盡んだる大病人の如くにして我公使は恰も其主治醫の地位に立つものなれば假令其熱の昇降を計りて病状を審にし藥を加減して只管交渉として未だ格別の手柄なしと雖も聞く所に據れば快復を期すると共に一朝變狀を呈するも片時も看護を怠らす當に患者の枕邊に侍して其經過を察し其脈を診し是非とも辭するとなれば致方なし只速に其後任を定めか往文したきは決して古風の人物を探らざるの一事なり前にも述べたる如く朝鮮は垂死の病人なり之を看護するみを容易に非ず一ひとの榮も其法を誤れば忽ち意外の變を生ずるみとされば我輩の敢て一言する所以なり

○東京市事業の不振。(四)

市區改正と水道事業  
市區改正は其初め一切市民の充つて水道の工事並に之に附帯する道路、橋梁、公園等正實に充つて正實に充つて市中の官有河岸地と下渡したる爲め市は其費用料を收め又酒税に入市税を課し特別戸別割を設して毎戸三十萬圓乃至五十萬圓の資金を積立して改正事業に充つて正實に充つて市に決したる事に決したれども此計畫を起りて之を實行するふと zwar が國の公使は不振の如く重からしむるみとあり殷鑑遠からず彼の王妃の不振一條に據して明白なれども近頃政府の採用する所を自から心配なき能はず我輩の敢て一言する所以なり

○東京市事業の不振。(四)

市區改正と水道事業

十五萬圓の補助金を同年度より向ふ十五年間即ち明治三十九年度まで下附さるゝ事と爲りたれば都合四十萬圓の財源を得たる爲め之を以て直ちに五百萬圓の公債を裏たり然るに公債の利息は六分にして毎戻の利息を支拂高は三十萬圓なるが故に此に年々十萬圓の餘剰を生ぜしが此餘剰金は利に利を生じて二十七年度より三年間に左の如く増殖せり

(二十九年年度) 二千八百圓  
(三十一年度) 二千九百圓  
(三十二年度) 二千九百圓  
(三十三年度) 二千九百圓  
斯の如く水道公債に對しては充分の準備を積立て得たれど之が爲め市區改正の事業は每歲二十五萬圓づつ

を水道費に奪ひ去られて僅に十五萬圓内外に切詰められると以て事業の進行遅たらざらんと欲するも得

可からず況んや前號に陳する如く責任の有耶無耶なる

委員會の決議をば市會に於て再議の上決行するものな

るに於てそや市區改正の事業は百年河清を俟つが如し

市區改正は街路擴張のみに非ず。市區改正は最初之を

計畫する時に於ては其意味深味なりしかゞも水道改良

事業を起して以來右は獨り街路の改正のみに非ずして

一切の市街改良を含むものと定まりたり即ち下水改良

東京灣築港等も其一にして尙ほ斯の如き精神を以て東

京市の改良を希望せば街路の如きは單に之を擴張する

のみに終ら更に之を改良して人馬の往来を快速にす

る中水道の費用に其經費を奪はれたるのみならず之を

緩せば論なしと雖も之を以て歐米の各都會と比較す

る可からず蓋し東京を以て日本在來の他府縣市街と比

して人口增加の上より云へば衛生と清潔の事急なり商

業進歩の上よりは百貨の集散と交運自在の法第一なり

然るに以上述るが如く僅に市區改正の事業すら舉らざ

るの法をも施さず可からず建築家屋の改良も望まず

ば劣る事數等なるを覺ゆ可し故に東京市の前途は甚だ

多望なると同時に又幾多の改良事業を要するや明かに

なるの法をも施さず可からず建築家屋の改良も望まず

ば劣る事數等なるを覺ゆ可し故に東京市の前途は甚だ

多望なると同時に又